

西宮市の工業用水

～工業用水の導入を検討されている方へ～



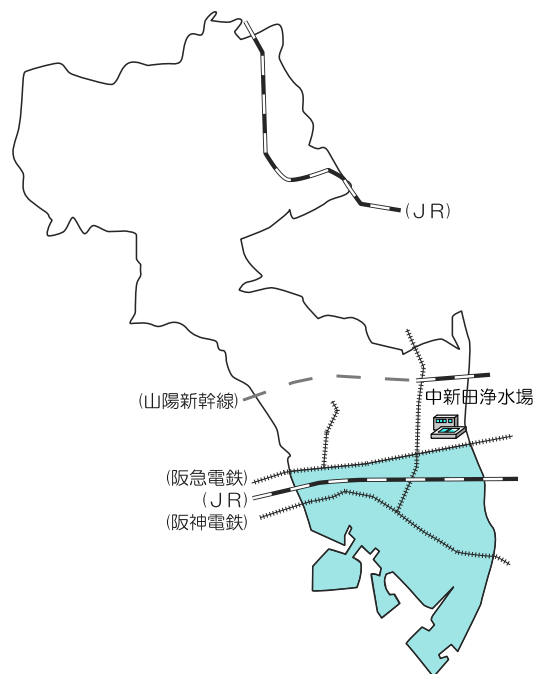
西宮市キャラクターみやたん

給水の対象

給水区域

西宮市内のうち阪急電鉄神戸線以南の地域
に給水しています。

➡ 工業用水配水管の布設位置は
お問い合わせください



給水の対象

工業用として、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に対して供給しています。

現在は供給能力に余裕があるため、工業用以外の用途にも雑用水として供給を行っています。

■工業用としての用途

原料用 洗浄用 温調用 製品処理用
希釈用 冷却用 ボイラー用 など

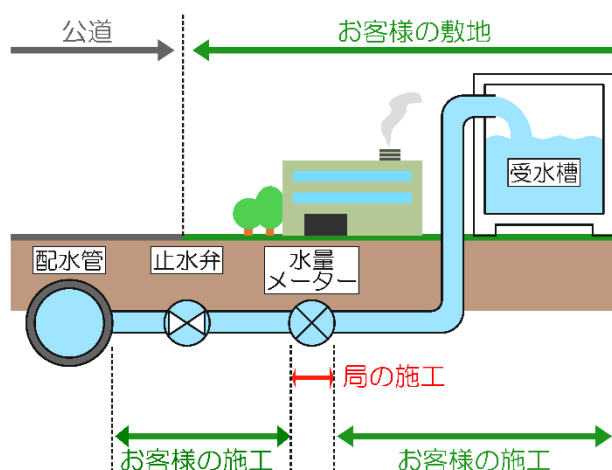
■雑用水としての用途

散水用 トイレ用 洗車用 清掃用 など

初期費用

給水施設の設置

給水施設（配水管の分岐から敷地内までの給水管など）の設置費用は、メーター設置費用を除き全て使用者の負担となります。



受水槽の設置

条例により受水槽の設置が必要です。

容量に基準は設けていませんが、操業実態に応じて均等受水できる容量の確保をお願いします。

工業用水道給水管設置経費支援制度

下記の全てに該当する使用者に対し、給水管の設置費用について 500 万円を上限として局が負担する制度を設けています。

- 工業用水あるいは雑用水を新たに使用、または使用中の契約水量を増量する
- 新たに使用または増量する契約水量が 500 m³/日以上である
- 新たに使用または増量した時から継続して 10 年以上使用を続けることが確約できる

→詳細はホームページで確認できます

(トップページ¥暮らし・手続き¥水道・下水道¥工業用水道事業¥工業用水道給水管設置経費支援制度)

料金

料金単価

契約水量に対して基本料金単価が適用され、契約水量の流量を超えて使用した水量には超過料金単価が適用されます。

区分	内容	単価
基本料金	契約水量 1 m ³ につき	55円
超過料金	契約水量の流量を超えて使用した水量 1 m ³ につき	165円

メーター使用料

メーターは上下水道局から貸与されます。
貸与されたメーターには月ごとにメーター使用料が発生します。

メーター口径	月額使用料	メーター口径	月額使用料
300mm 以上	12,500円	100mm	10,200円
200mm	11,900円	75mm 以下	9,500円
150mm	11,300円		

算定方法

以下の計算式で算定します。月ごとの支払いとなります。

$$\blacksquare \text{工業用水道料金} = \text{基本料金} + \text{超過料金} + \text{メーター使用料}$$

基本料金 = 契約水量 × 月日数 × 基本料金単価

超過料金 = 超過水量 × 超過料金単価

※別途、消費税がかかります

責任水量制

契約水量の全部または一部を受水しなかった場合においても、契約水量まで使用したものとみなし、契約水量分の料金を負担していただいています。

契約水量

申込みのあった予定使用水量をもとに決定された1日あたりの水量のことをいいます。契約可能な最低契約水量は48 m³です。

算定方法	最低契約水量
1時間あたり最大予定使用水量 × 24	48 m ³

計算例

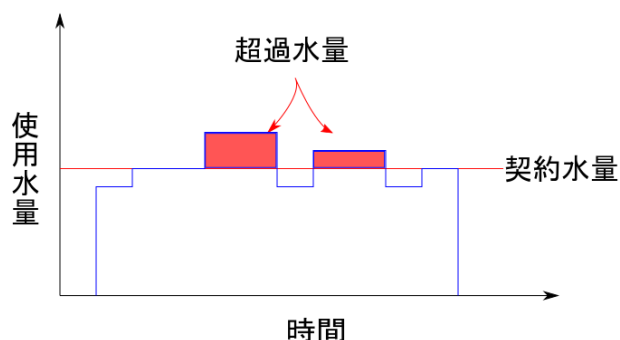
<計算例>

- ・ 契約水量 240 m³/日 ・ 超過水量 100 m³/月
- ・ メーター口径 50mm ・ 月の日数 30日

$$\begin{aligned} 1 \text{ヶ月の料金} &= \{ \text{契約水量 } 240 \text{ m}^3 \times 30 \text{日} \times 55 \text{円} + \text{超過水量 } 100 \text{ m}^3 \times 165 \text{円} \\ &\quad + \text{メーター使用料 } 9,500 \text{円} \} \times \text{消費税 } 1.1 = 464,200 \text{円} \end{aligned}$$

【参考】超過水量のイメージ

契約水量の流量を超えて使用した水量は超過水量として計量されます。



その他

使用開始にあたっての注意点

■減量の不可

開始後の減量は認められません。

■廃止負担金

廃止時に廃止負担金が発生します。

負担金単価は年度によって変動しますので、詳細はお問い合わせください。

$$\bigcirc \text{ 廃止負担金} = \text{契約水量} \times \text{廃止年度から3ヵ年の日数} \times \text{1 m}^3\text{あたり負担金単価}$$

■下水道使用料

下水道使用料が別途、発生します。

水質基準

条例などによる基準は以下のとおりです。

上水道とは異なり、塩素注入はありません。

項目	基準
水温	30℃以下
濁度	10 度以下
pH値	5.8~7.4
全硬度	200mg/L 以下
アルカリ度	5mg/L 以上

項目	基準
蒸発残留物	500mg/L 以下
塩素イオン	200mg/L 以下
鉄イオン	0.3mg/L 以下
フッ素	0.56mg/L 以下
【参考】水圧	0.05MPa 以上

→前年度の実績はホームページで確認できます

(トップページ¥くらし・手続き¥水道・下水道¥工業用水道事業¥工業用水とは)

申込みから使用開始までの流れ

申込みから使用開始までの流れ

内容 ●相談者 ○上下水道局	所要期間	書類 ●相談者 ○上下水道局
相談		
↓		
●予定使用水量の提示		●基本使用水量申込書
↓		
○給水の可否の判断 (水圧調査など)		
↓	2週間程度	
○契約水量の決定		○基本使用水量決定通知書
↓		
●給水施設工事の事前協議		
↓		
●給水施設工事の承認申請		●給水施設工事承認申請書
↓	2週間程度	
○給水施設工事の承認決定		○給水施設工事承認通知書
↓		
●給水施設工事		
↓		
○工事完了の確認		●完工図
↓		
○メーター設置工事	契約水量の決定 から3カ月程度	
↓		
●給水開始の届出		●給水施設使用開始届
↓		
給水開始		

- ➡ 申込みから使用開始までの所要期間は5ヶ月程度です。
 所要期間は目安のため、工事の進捗状況などによって前後します。

西宮市上下水道局
上下水道総括室 経営企画課

.....

〒662-0918 西宮市六湛寺町 8-28

TEL : (0798) 32-2207